

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（抜粋）

高知県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（抜粋）

（事業許可証）

第3条 知事は、法第3条の規定による食鳥処理の事業（以下「事業」という。）の許可をしたときは、別記第1号様式による事業許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

（変更の許可の申請）

第6条 法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可（次条において「変更許可」という。）を受けようとする食鳥処理業者は、別記第3号様式による変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

（変更の届出）

第8条 法第6条第3項の規定による変更の届出は、別記第5号様式による届出書によってしなければならない。

（承継の届出）

第9条 法第7条第2項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出は、別記第6号様式による届出書によってしなければならない。

（許可証の書換え交付）

第9条の2 法第6条第3項の規定による変更の届出又は法第7条第2項の規定による承継の届出をした者は、別記第6号様式の2により知事に許可証の書換え交付を申請することができる。

（事業許可証）

第3条 知事は、法第3条の規定による食鳥処理の事業（以下「事業」という。）の許可をしたときは、別記第1号様式による事業許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

（変更の許可の申請）

第6条 法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可（次条において「変更許可」という。）を受けようとする食鳥処理業者は、別記第3号様式による変更許可申請書を知事に提出するものとする。

（変更の届出）

第8条 法第6条第3項の規定による変更の届出は、別記第5号様式による届出書によってするものとする。

（承継の届出）

第9条 法第7条第2項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出は、別記第6号様式による届出書によってするものとする。

新

(食鳥処理衛生管理者に関する届出)

第10条 法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者に関する届出は、別記第7号様式による届出書によってしなければならない。

(休廃止等の届出)

第11条 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出は、別記第8号様式による届出書によってしなければならない。

(確認規程の認定等の申請書)

第13条 法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定又は同条第2項による確認規程の変更の認定を受けようとする食鳥処理業者は、別記第10号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(確認規程認定証)

第14条 知事は、法第16条第1項の規定に基づき確認規程の認定をしたときは、別記第11号様式による確認規程認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(確認規程の変更の認定)

第16条 知事は、法第16条第2項の規定により確認規程の変更を認定したときは、認定証の第2面に変更認定年月日及び変更に係る事項を記載するものとする。

旧

(食鳥処理衛生管理者に関する届出)

第10条 法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者に関する届出は、別記第7号様式による届出書によってするものとする。

(休廃止等の届出)

第11条 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出は、別記第8号様式による届出書によってするものとする。

(確認規程の認定等の申請書)

第13条 法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定又は同条第2項による確認規程の変更の認定を受けようとする食鳥処理業者は、別記第10号様式による申請書を知事に提出するものとする。

(確認規程認定証)

第14条 知事は、法第16条第1項の規定に基づき確認規程の認定をしたときは、別記第11号様式による確認規程認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(確認規程の変更の認定)

第16条 法第16条第2項の規定により確認規程の変更を認定したときは、認定証の第2面に変更認定年月日及び変更に係る事項を記載するものとする。

(許可証等の再交付)

第16条の2 許可証又は認定証（以下この条において「許可証等」という。）の交付を受けた者は、許可証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記第11号様式の2により許可証等の再交付を知事に申請することができる。ただし、許可書等を毀損し、又は汚損したときは、その毀損し、又は汚損した許可書等を添えなければならない。

2 前項の場合において、許可証等の再交付を受けた後、紛失した許可証等を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(確認状況の報告)

第17条 法第16条第7項の規定による確認の状況の報告は、別記第12号様式による報告書によってしなければならない。

(確認規程廃止届)

第18条 認定小規模食鳥処理業者は、法第16条第8項の規定により確認規程を廃止しようとするときは、別記第13号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(確認状況の報告)

第17条 法第16条第7項の規定による確認の状況の報告は、別記第12号様式による報告書によってするものとする。

(確認規程廃止届)

第18条 認定小規模食鳥処理業者は、法第16条第8項の規定により確認規程を廃止しようとするときは、別記第13号様式による届出書を知事に提出するものとする。

新

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

食鳥処理事業者地位承継届出書

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 1 項の
規定により食鳥処理事業者の地位の承継をしましたので、同条第 2
項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 承継年月日

3 承継の理由（該当するものを○で囲んでください。）
譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

注 地位を承継した事実を証する書類を添えてください。

旧

第 6 号様式（第 9 条関係）

承 継 届

年 月 日

高知県知事 様

住 所
氏名又は名称

相続

食鳥処理業者の地位を合併により承継したので、食鳥処理の事業の
分割

規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により次のとおり
届け出ます。

1 地位を承継した年月日

2 食鳥処理場の名称及び所在地

3 添付書類

(1) 地位を承継した事実を証する書面

(2) 食鳥処理事業許可証

新

旧

第6号様式の2（第9条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

食鳥処理事業許可証書換え交付申請書

食鳥処理事業許可証の書換え交付を受けたいので、高知県食鳥処
理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第9条の2の規
定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

記
1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 許可指令番号

3 許可指令年月日
年 月 日

4 書換え交付の申請理由（該当するものを○で囲んでください。）
地位の承継 ・ 記載事項の変更

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 食鳥処理事業許可証
- (2) 申請の原因となった事実を証する書類

新

旧

第11号様式の2（第16条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）書換え交付申請書

食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）の書換え交付を受けたいので、高知県食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第16条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 食鳥処理場の名称及び所在地

2 許可指令番号

3 許可指令年月日
年 月 日

4 再交付の申請理由（該当するものを○で囲んでください。）
紛失 ・ 毀損 ・ 汚損

注 食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）を毀損し、又は汚損したときは、その食鳥処理事業許可証（確認規程認定証）を添えてください。